

## 会計年度任用職員のあらまし

—令和7年10月6日現在—

### 1 任用期間

採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。）

任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

### 2 報酬等 ①報酬月額（報酬額等は改定される場合があります。）

「AA-1」：172,000円／標準月額

「AA-2」：172,000円／標準月額

「AA-3」：172,000円／標準月額

「AA-4」：172,000円／標準月額

「AA-5」：172,000円／標準月額

「AA-6」：172,000円／標準月額

②通勤経費 交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の18日分相当）を支給  
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給

③その他 期末、勤勉手当を支給

### 3 休 暇 ①年次休暇

任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）

②年始・年末の休暇

1月1日～3日及び12月29日～31日

③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。

### 4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

### 5 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

## 6 勤務時間・勤務場所について

- ・4週間を平均して1週間当たり30時間です。
- ・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・業務の都合等により変更される場合があります。
- ・施設敷地内は全面禁煙です。

| 区分 | 番号 | 主 な 勤 務 場 所                                     | 勤務時間                                                                       |
|----|----|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| AA | 1  | 国保年金課<br>(中央区元城町)                               | 8:30~17:15の間の7.5時間<br>(週4日)又は6.0時間(週5日)                                    |
|    | 2  | 中央健康づくりセンター<br>(旧中・西・南区)<br>(中央区元城町、雄踏一丁目、江之島町) |                                                                            |
|    | 3  | 浜名健康づくりセンター<br>(浜名区貴布祢、引佐町井伊谷)                  |                                                                            |
|    | 4  | 健康増進課<br>(中央区鴨江二丁目)                             |                                                                            |
|    | 5  | 健康増進課口腔保健医療センター<br>(中央区鴨江二丁目)                   | 8:30~17:15の間の7.5時間<br>(週4日)※施設の開錠作業のため、 <u>月2回程度7:30~16:00の勤務割振</u> があります。 |
|    | 6  | 天竜健康づくりセンター<br>(天竜区二俣町二俣)                       | 8:30~17:15の間の7.5時間<br>(週4日)又は6.0時間(週5日)                                    |